

○稲敷市水道新設給水工事費補助金交付要綱

平成22年4月1日
水道事業管理規程第1号

(目的)

第1条 稲敷市給水条例（平成19年稲敷市条例第42号。）第7条に規定する新設給水工事に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めることにより、工事費負担軽減を図り、もって水道の普及促進と生活環境の改善及び定住の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水工事費 管理者が管理する配水管から分岐して住宅に接続するための給水装置（公道部分に限る。）設置にかかる費用
- (2) 指定給水装置工事事業者 管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をしたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、日常生活を営んでいる者又はその予定者で、自ら生活用水として使用すること。
- (2) 新規に水道加入を申し込む者であること。
- (3) 補助対象者の属する世帯の世帯員に市税等の未納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる工種ごとの金額を基に次式により算出した額（第8条第2項において「補助金算出基礎額」という。）が30万円を超えたとき当該超過部分の額を2分の1した額とし、100万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の額が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本工事費＋（管布設工事費×延長）＋推進工事費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、稲敷市水道新設給水工事費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請の審査資料（様式第2号）

- (2) 平面図
 - (3) 現況写真
 - (4) その他管理者が特に必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 管理者は、前条に規定する交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地を調査し、適当であると認めたときは、稲敷市水道新設給水工事費補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者は、速やかに給水工事を実施するものとし、事業が完了したときは、稲敷市水道新設給水工事費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 領収書（写し）
 - (2) 工事写真一式
 - (3) 未納がないことの証明
 - (4) その他管理者が特に必要と認める写真
- (補助金の確定)

第8条 管理者は、前条に規定する実績報告を受けたときはその内容の審査及び現地を調査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定するとともに、稲敷市水道新設給水工事費補助金確定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号の領収書の額が補助金算出額より少額の場合においては、領収書の額が30万円を超えたとき当該超過部分の額を2分の1した額を補助金の額とし、100万円を上限とする。

(補助金の交付)

第9条 管理者は前条による補助金の確定通知があった者から稲敷市水道新設給水工事費補助金請求書（様式第6号）が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 補助金の交付決定通知をした後において、この規程に違反し、又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の返還命令)

第11条 管理者は前条の規定により取り消したときは、申請者に対し補助金の返還を命

ずることが出来る。なお、補助金の返還を命ぜられた者は、速やかにこれに従わなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(読み替え)

2 この規程中、水道事業の管理者を置かない間、「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則 (平成28年水管規程第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年水管規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年水管規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年水管規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

工種	舗装種別	金額
基本工事費		穿孔有 15万円
		穿孔無 10万円
管布設工事	国県道（全面）	1 m当たり 10万円
	国県道（全面以外）	1 m当たり 5万円
	市道（全面）	1 m当たり 5万円
	市道（全面以外）	1 m当たり 3万円
	未舗装	1 m当たり 1万円
推進工事費		推進工事で施工する場合30万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

稲敷市水道事業管理者 様

稲敷市水道新設給水工事費補助金交付申請書

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

水道新設給水工事費補助金の交付を受けたいので、稲敷市水道新設給水工事費補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 申請地の内容

地 番 : 稲敷市

所 有 者 : 住 所

氏 名

2. 工事期間及び水道使用開始予定日

着 手 予 定 年 月 日 : 年 月 日

完 成 予 定 年 月 日 : 年 月 日

水道使用開始予定日 : 年 月 日

3. 補助金の交付申請額 : 円

4. 添付書類

- (1) 補助金交付申請の審査資料（様式第 2 号）
- (2) 平面図
- (3) 現況写真
- (4) その他管理者が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

補助金交付申請の審査資料

1. 補助金の交付申請額 算定表

（1）補助金対象工事額

① 基本工事費 _____ 円

② 給水管布設工事（少数第1位まで）

（i）舗装道路（国道・県道）

布設延長 _____ m × _____ 円 = _____ 円

舗装道路（市道）

布設延長 _____ m × _____ 円 = _____ 円

未舗装道路

布設延長 _____ m × _____ 円 = _____ 円

（ii）推進工事

推進工事費用 一律300,000円 _____ 円

補助金対象額 合計 _____ 円

（2）補助金の交付申請額

（（1） _____ 円 - 300,000円）÷ 2

= _____ 円（補助金の交付申請基礎額）

交付申請基礎額から1,000円未満を切り捨て

_____ 円（補助金の交付申請額）

2. 補助金対象要件の確認

（1）市内に住所を有し、かつ、日常生活を営んでいる者又はその予定者で、自ら生活用水として使用すること。

（2）新規に水道加入を申し込む者であること。

（3）補助対象者の属する世帯の世帯員に市税等の未納がないこと。

上記要件を確認し、その全ての要件を満たしていることを確認しました。

署名 _____

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 年 月 日 号

様

稲敷市水道事業管理者

稲敷市水道新設給水工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付け、補助金の交付申請があったこのことについて、稲敷市水道新設給水工事費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金の交付決定額	円
2 給水装置設置場所	稲敷市
3 補 助 金 の 交 付	補助金の交付は、実績報告書に基づき補助金の額の確定を行った後、補助金請求の手続きにより交付する。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

稲敷市水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名
電話

稲敷市水道新設給水工事費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこのこと
について、事業が完了したので稲敷市水道新設給水工事費補助金交付要綱第7条の規定
により関係書類を添えて報告します。

1. 交付決定額 円

2. 支 払 額 円

3. 添 付 書 類

- （1）領収書（写し）
- （2）工事写真一式
- （3）未納のないことの証明
- （4）その他管理者が特に必要と認める書類

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

稲敷市水道事業管理者

稲敷市水道新設給水工事費補助金確定通知書

このことについて、稲敷市水道新設給水工事費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

補 助 金 確 定 額	円
-------------	---

様式第 6 号(第 9 条関係)

稲敷市水道新設給水工事費補助金請求書

年 月 日

稲敷市水道事業管理者 様

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり請求します。

補助金交付決定額									円
今 回 請 求 額									円
振 込 口 座	☐ 普通 ☐ 当座								
	金融機関 銀行 金庫 店 組合 農協 支店 出張所								
	フリガナ								
	口座名義								
	口座番号								